

委託業務処理要領

北海道警察学校衛生設備等保守管理業務については、次の法令等に規定するもののほか、下記の要領による実施するものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年1月21日厚生省令第2号）
- (2) 水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）
- (3) 『札幌市簡易専用水道指導要領』（平成7年10月1日）

記

1 業務場所

札幌市南区真駒内南町5丁目1番7号 北海道警察学校

2 業務内容及び実施時期

業務内容	実施時期
建築物環境衛生管理技術者業務	毎月
排水設備清掃業務	4月、10月
定期水質検査業務	8月、2月
ねずみ昆虫等防除業務	7月、1月
貯水槽及び貯湯槽設備清掃業務	5月
簡易専用水道の管理検査業務	6月
空気環境測定業務	5月、7月、9月、11月、1月、3月

3 各業務内容

- (1) 建築物環境衛生管理技術者業務
業務内容詳細は、別紙1のとおり
- (2) 排水設備清掃業務
別表1「排水設備一覧表」に基づいて行うこと。
業務内容詳細は、別紙2のとおり
- (3) 定期水質検査業務
別表2「水質検査項目及び水質基準表」に基づいて行うこと。
業務内容詳細は、別紙3のとおり
- (4) ねずみ昆虫等防除業務
別表3「ねずみ昆虫等防除業務対象面積一覧表」に基づいて行うこと。
業務内容詳細は、別紙4のとおり
- (5) 貯水槽及び貯湯槽設備清掃業務
別表4「貯水槽及び貯湯槽設備一覧表」に基づいて行うこと。
業務内容詳細は、別紙5のとおり
- (6) 簡易専用水道の管理検査業務
業務内容詳細は、別紙6のとおり
- (7) 空気環境測定業務
業務内容詳細は、別紙7のとおり

4 業務処理責任者等

- (1) 業務処理責任者は、「建築物環境衛生管理技術者」の資格を有する者とする。
- (2) 排水設備清掃における業務担当技術者は、「排水管清掃作業監督者」の資格を有するものとする。
- (3) 貯水槽及び貯湯槽設備清掃における業務担当技術者は、「貯水槽清掃作業監督者」の資格を有するものとする。

5 報告

受託者は、各月の作業完了後、別紙13「衛生設備等保守管理業務完了通知書」に、以下に指定する各業務に係る報告書類を添付し、速やかに（3月分は3月31日）委託者に提出すること。

- (1) 建築物環境衛生管理技術者業務については、毎月、別紙14「建築物環境衛生確認実施報告書」を添付すること。
- (2) 排水設備清掃については、別紙15「排水設備清掃報告書」に、清掃実施状況がわかる写真を1部添付すること。
- (3) 定期水質検査については、別紙16「飲料水・雑用水水質検査結果報告書」に、水質検査員が記名・押印したものを添付すること。
- (4) ねずみ昆虫等防除業務については、一斉防除終了ごとに、別紙17「ねずみ昆虫等点検表」を添付すること。
- (5) 貯水槽及び貯湯槽清掃については、各貯水槽及び貯湯槽ごとに、別紙19「貯水槽及び貯湯槽設備清掃・点検結果報告書」に、清掃実施状況がわかる写真を1部添付すること。
- (6) 空気環境測定業務については、測定月における業務終了ごとに、別紙20「空気環境測定記録票」を添付すること。